

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年3月17日(2005.3.17)

【公開番号】特開2001-175138(P2001-175138A)

【公開日】平成13年6月29日(2001.6.29)

【出願番号】特願平11-358737

【国際特許分類第7版】

G 03 G 21/10

G 03 G 15/00

【F I】

G 03 G 21/00 326

G 03 G 15/00 550

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月19日(2004.4.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】クリーニング装置、および画像形成装置

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

像担持体上に形成した画像を記録媒体にまたは別の像担持体を介して記録媒体に転写後、その転写画像を定着装置で定着して記録媒体上に画像を記録する一方、画像転写後に前記像担持体または前記別の像担持体上に残留するトナーをクリーニング装置で除去回収する画像形成装置にあって、その画像形成装置に備えるクリーニング装置において、

回収したトナーを搬送するトナー搬送部材を収納するとともに、いったん回収したトナーのこぼれ落ちを防ぐ入口シールを保持するアルミニウム製の第1のハウジングと、その第1のハウジングと前記定着装置との間に配置する板金製の第2のハウジングと、それら第1のハウジングおよび第2のハウジングの両側に設けてそれらの双方を非接触で支持する樹脂製の側板と、

を備えてなる、クリーニング装置。

【請求項2】

前記第2のハウジングに、他部品をねじ止めにより取り付けてなる、請求項1に記載のクリーニング装置。

【請求項3】

前記第2のハウジングに、他部品をスナップフィットを介して取り付けてなる、請求項1に記載のクリーニング装置。

【請求項4】

前記側板で保持してクリーニング部材を備え、そのクリーニング部材で、前記像担持体または前記別の像担持体上に残留するトナーを除去回収してなる、請求項1、2、または3に記載のクリーニング装置。

【請求項5】

請求項 1 ないし 4 のいずれか 1 に記載のクリーニング装置を備えてなる、画像形成装置。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】

この発明は、複写機やプリンタやファクシミリ、またはそれらの複合機などの画像形成装置に関する。そのうち、特に帶電・書込み・現像・転写・クリーニング等を繰り返して像担持体上に逐次トナー画像を形成し、そのトナー画像を記録媒体にまたは中間転写体等の別の像担持体を介して記録媒体に順次転写し、記録媒体上に画像を記録する電子写真式の画像形成装置に適用することができる。および、そのような画像形成装置に備え、トナー画像転写後に、像担持体に残留するトナーを除去するクリーニング装置に関する。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

【課題を解決するための手段】

そのため、この発明は、上述した第1の課題を達成すべく、像担持体上に形成した画像を記録媒体にまたは中間転写体等の別の像担持体を介して記録媒体に転写後、その転写画像を定着装置で定着して記録媒体上に画像を記録する一方、画像転写後に像担持体または別の像担持体上に残留するトナーをクリーニング装置で除去回収する画像形成装置にあって、その画像形成装置に備えるクリーニング装置において、回収したトナーを搬送するトナー搬送部材を収納するとともに、いったん回収したトナーのこぼれ落ちを防ぐ入口シールを保持するアルミニウム製の第1のハウジングと、その第1のハウジングと定着装置との間に配置する板金製の第2のハウジングと、それら第1のハウジングおよび第2のハウジングの両側に設けてそれらの双方を非接触で支持する樹脂製の側板と、を備えてなる、ことを特徴とする。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

さらに、この発明の上述した第4の課題を達成すべく、側板で保持してクリーニング部材を備え、そのクリーニング部材で、像担持体または別の像担持体上に残留するトナーを除去回収するとよい。

また、上述したクリーニング装置を備えてなる画像形成装置を提供すると良い。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0049

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0049】

請求項4に係る発明によれば、側板で保持してクリーニング部材を備えるから、クリーニング部材をホルダフレーム等を介して側板で容易に支持し、クリーニング装置に精度良く

簡単に取り付けることができる。

請求項 5 に係る発明によれば、請求項 1 ないし 4 のいずれか 1 に記載のクリーニング装置を備えてなる画像形成装置であるので、請求項 1 から 4 に記載した効果を有するクリーニング装置を備える画像形成装置を提供することができる。